

指定物質抑制基準

指定物質	指定物質排出施設		規模	抑制基準 [mg/m ³ N]	
				新設※	既設※
ベンゼン	1	乾燥施設のうち溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの	排出ガス量が1000～3000m ³ N/h	100	200
			排出ガス量が3000m ³ N/h以上	50	100
	2	コークス炉		100*	100*
	3	蒸留施設のうち溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	排出ガス量が1000m ³ N/h以上	100	200
	4	脱アルキル反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)		50	100
	5	貯蔵タンク(浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。以下同じ。)	容量が [§] 1000kl以上	600**	1500**
6	反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)	排出ガス量が1000～3000m ³ N/h	100	200	
		排出ガス量が3000m ³ N/h以上	50	100	
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(トリクロロエチレン等)	7	乾燥施設のうち溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのもの		300	500
	8	混合施設のうちトリクロロエチレン等を溶媒として使用するもの		300	500
	9	蒸留施設のうちトリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの		150	300
	10	洗浄施設		300	500
テトラクロロエチレン	11	ドライクリーニング機(密閉式のを除く。)		300	500

※)

新設は平成9年4月1日以降に設置するもの、既設は平成9年4月1日に現に設置されているもの(設置の工事がされているものを含む。)をいう。

*)

装炭時の装炭口からの排出ガスで、装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量。既設については、開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。

**)

ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量。